

○山陽小野田市教育委員会会議傍聴規則

平成24年5月25日

教育委員会規則第5号

(趣旨)

第1条 この規則は、山陽小野田市教育委員会会議規則（平成27年山陽小野田市教育委員会規則第2号）第25条の規定に基づき、山陽小野田市教育委員会の会議（以下「会議」という。）の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴の手続)

第2条 会議を傍聴しようとする者は、職員の指示に従い、傍聴席に入らなければならない。

2 傍聴は、先着順とする。

(傍聴の制限)

第3条 教育長は、傍聴席が満席となったときは、傍聴を制限することができる。

2 傍聴人が会議の終了前に傍聴を終え、退場したときは、前項の規定により傍聴を制限された者を傍聴させることができる。

(傍聴席に入ることができない者)

第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 人に危害を加えるおそれがある物品を携帯している者
- (2) ビラ、プラカード、旗、鉢巻、はちまき、腕章の類を携帯している者
- (3) 笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類を携帯している者
- (4) 拡声器、マイク、録音機、写真機、ビデオカメラの類を携帯している者
- (5) 酒気を帯びていると認められる者
- (6) 前各号に掲げるもののほか、議事を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者酒気を帯びていると認められる者

2 教育長は、必要に応じ、傍聴をしようとする者に対し、前項第1号から第5号までに規定する物品を携帯しているどうかを職員をして質問させることができる。

3 教育長は、傍聴をしようとする者が前項の規定による職員の質問に応じなかったときは、傍聴を拒否することができる。

(傍聴人の遵守事項)

第5条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、次の事項を守らなければならない

- (1) 議場における言論に対して批評を加え、又は賛否若しくは意見を表明しないこと。
- (2) 静粛を旨とし、私語、談話、拍手等をしないこと。
- (3) みだりに傍聴席を離れ、又は不体裁な行為をしないこと。
- (4) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (5) 撮影又は録音をしないこと。
- (6) 前各号に定めるもののほか、議場の秩序を乱し、又は議事の妨害となるような行為をしないこと。

(傍聴人の退場)

第6条 傍聴人は、会議を公開しないこととする議決があったときは、速やかに退場しなければならない。

(係員の指示)

第7条 傍聴人は、すべて係員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第8条 傍聴人がこの規則に違反したときは、教育長はこれを制止し、その命令に従わないときは、傍聴人を退場させることができる。

(その他)

第9条 この規則に定めるもののほか、会議の傍聴に関し必要な事項は、教育長が会議に諮って定める。

附 則

この規則は、平成24年6月1日から施行する。

附 則 (平成27年3月26日教委規則第3号)

(施行期日)

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 76 号）附則第 2 条第 1 項の規定に基づき、教育長がなお従前の例により在職するものとされた教育長が在職する間における会議の傍聴については、この規則を適用せず、この規則による改正前の山陽小野田市教育委員会会議傍聴人規則は、この規則の施行後も、なおその効力を有する。

附 則（令和元年 10 月 24 日教委規則第 1 号）

この規則は、令和元年 11 月 1 日から施行する。